

平成 29 年 10 月 18 日  
 廃棄物指導課

## 「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」の運用状況について

### 1 指針策定の背景 . . . 参考 2-1

- 建設汚泥などの産業廃棄物を中間処理し、埋立資材（有価物）として取引されるもので、残土条例の対象となる土砂とは区別される、いわゆる「再生土等」による埋立てが増加している。
- 再生土等は、廃棄物処理法や県残土条例の規制を受けないため、一部の埋立てで、県民の生活環境に支障をきたす事態が生じている。

### 2 指針における指導内容 . . . 参考 2-2

上記を背景に、平成 28 年 9 月 15 日に指針を制定し、次の指導を行っている。

- (1) 埋立てに係る計画書の提出
- (2) 土壌の安全基準及び構造基準の遵守
- (3) 埋立期間中の標識（埋立目的、事業者、期間、面積、土量など）の掲示

### 3 指針に基づく計画書の提出件数及び立入調査数

（集計期間：平成 28 年 9 月 15 日～平成 29 年 8 月 31 日）

	埋立て件数	届出件数	立入調査数※ ( ) 内は箇所数
合 計	82	50	572(98)

※立入調査には、指針運用以前に埋立てを開始していた現場を含む

### 4 指針における課題

- 埋立て状況の把握のため、計画書の提出を求めているが、任意のため協力を得られない場合がある。
- 急勾配で埋立てするなど、指針での構造基準に従わず危険な埋立てが認められる。
- 再生土へ廃棄物が混入したり、再生土と称する土砂の無許可埋立てが行われる場合がある。